

議員提出第2号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月15日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	新井	ひでお
同	金沢	美矢子
同	長塩	英治
同	藤崎	貞雄
同	加藤	和明
同	野中	栄治
同	たきがみ	明
同	針谷	みきお
同	藤沼	壮次
同	前野	和男
同	鈴木	けんいち
同	馬場	信男
同	ぬかが	和子

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、議案の提出等についての規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

## 足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明又は委員会の付託」を「前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は当該常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第72条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第99条及び第108条中「第37条第2項」を「第37条第3項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。